

公立鳥取環境大学によるアパート連帯保証制度の変更について

公立鳥取環境大学では、これまで留学生のみなさんが民間アパートに入居する際、留学生住宅総合補償に加入することを条件に、大学が連帯保証人となる制度を設けてきましたが、大学による連帯保証人制度は、2026年4月1日をもって新規受付を終了することとなりました。

これに伴い、2026年4月1日以降にアパート契約を行う場合、連帯保証人がいない場合は、不動産会社等が指定する民間の家賃保証会社を利用していただく必要があります。

【制度変更の内容】

● 2026年3月31日まで

- この日までにアパートの契約が完了し、大学の連帯保証人制度を利用している場合は、引き続き大学が連帯保証を行います。

● 2026年4月1日以降

- アパート契約時に保証人が必要な場合は、民間の保証会社へ申し込んでください。
- 2026年3月31日時点で大学が連帯保証人となっているアパートについては、契約期間中は保証を継続しますが、転居した場合は大学の保証は終了します。

留学生本人が家賃保証会社（有料）と契約することで、連帯保証人なしで部屋を借りることが可能です。

保証会社の利用手続きについては、不動産会社の窓口で行ってください。

なお、物件によっては保証会社を利用できない場合もありますので、契約前に必ず不動産会社へ確認してください。